

1964年度直野湾市議会定例会々議録

1. 1964年12月14日第20回直野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天 久 豪 太郎	3番	天 久 盛 大
4番	天 久 富 盛 信	5番	天 久 川 眞 正
6番	仲 村 春 長	7番	稻 嶺 眞 正
8番	石 田 美 正	9番	稻 嶺 眞 正
10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 眞 正
12番	大 川 昇 永	13番	伊 佐 眞 盛
14番	仲 村 喜 敏	15番	伊 佐 眞 盛
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 眞 盛
18番	中 里 幸 助	19番	伊 佐 眞 盛
20番	台 仲 城 村 盛 光	21番	伊 佐 眞 盛

3. 不応招議員は次の通りである。

2番 比 嘉 定 亮

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市 長	仲 村 春 勝	助 役	呉 屋 眞 徳
取 入 役	沢 安 一	総 務 課 長	松 川 眞 正
財 政 課 長	奥 里 善 俊	企 業 課 長	仲 村 春 信
民 生 課 長	当 山 善 喜	水 道 課 長	國 吉 眞 盛
経 済 課 長	伊 佐 友 誠	建 設 課 長	島 袋 昌 榮
消 防 課 長	大 城 仁 幸		

7. 事務局職員の出席者

1964年度宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年12月14日第20回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久豪太郎	3番	天久盛雄
4番	安次富盛信	5番	石川真大
6番	仲村春果	7番	稻嶺正康
8番	石田英正	9番	安里明
10番	又吉正弘	11番	石川繁
12番	大川昇	13番	伊佐真得
14番	仲村喜永	15番	伊宮盛昌
16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿
18番	中里幸助	19番	武島行男
20番	菅仲城村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

2番 比嘉定亮

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲村春勝	助役	呉屋真徳
収入役	沢し安一	総務課長	松川正義
財政課長	奥里将俊	住民課長	仲村春信
民生課長	当山善喜	水道課長	国吉真義
経済課長	伊佐友誠	建設課長	島袋昌兼
消防団長	大城仁幸		

7. 事務局職員の出席者

局長 富城 光雄 書記 照屋 謙 高松 真由  
知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1. 会期の決定について

日程第2. 議事録署名議員の指名について

日程第3. 公有水面埋立の進め方について

議長～出席13名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので第20回宜野湾市議会定例会を開会致します。只今より本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

議長～4番、19番議員の出席を報告致します。

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定について紅をお語り致します。

議長～休憩中にお話し合いました様に本会期は本日より12月28日までの15日間にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～日程第2. 議事録署名議員の指名についてお語り致します。慣例によりまして議長指名でよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

局長 宮城 光雄 書記 照屋 毅 島袋 真由  
知念 善光

8. 議事日程は次の通りである。  
日程第1. 会期の決定について  
日程第2. 議事録署名議員の指名について  
日程第3. 公有水面埋立の進め方について

議長～出席13名であります。よつて市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しましたので第20回宜野湾市議会定例会を開会致します。只今より本日の会議を開きます。(午前10時40分)

議長～暫休憩致します。(午前10時41分)

議長～再開致します。(午前10時55分)

議長～4番、19番議員の出席を報告致します。

議長～直ちに本日の会議を開きます。

議長～日程第1. 会期の決定についてをお諮り致します。

議長～休憩中にお話し合いました様に本会期は本日より12月28日までの15日間にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～日程第2会議録署名議員の指名についてお諮り致します。慣例によりまして議長指名でよろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～ご異議がありませんので議長指名と致します。今会の署名議員は、4番、19番の両議員にお願い致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時00)

議 長～再開致します。(午前11時02分)

議 長～先に申し上げました日程の順に従いまして、日程第3諮問第5号公有水面埋立の進め方についてを議題と致します。本案は去つた臨時会におきまして経工委員会に付託してありましたが、経工委員会より報告書が参つております。

議 長～暫休憩致します。(午前11時03分)

議 長～再開致します。(午前11時05分)

議 長～経工委員の報告を求めます。

19番～去つた臨時会において再付託されました当該問題について皆様方にお配りした様に一応を報告申し上げます。書籍をして朗読致します。

議 長～休憩中暫休憩致します。(午前11時10分)

議 長～10番、14番議員の出席を報告致します。

議 長～再開致します。(午前11時15分)

議 長～臨時会の際の諮問第5号公有水面埋立の進め方についての議案の中に6万坪とあるのを35,500坪に訂正してもらいたいと云う申入れがございますので訂正してよろしいかを一つお諮り致します。訂正することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～ご異議がありませんので議長指名と致します。今会の署名議員は、4番・19番の両議員にお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時00)

議長～再開致します。(午前11時02分)

議長～先に申しあげました日程の順に従いまして、日程第3諮問第5号公有水面埋立の進め方についてを議題と致します。本案は去つた臨時会におきまして経工委員会に付託してありましたのが、経工委員会より報告書が参つております。

議長～暫休憩致します。(午前11時03分)

議長～再開致します。(午前11時05分)

議長～経工委員の報告を求めます。

19番～去つた臨時会において再付託されました当該問題について皆様方にお配りした様に一応ご報告申し上げます。書記をして朗読致します。

議長～休憩中暫休憩致します。(午前11時10分)

議長～10番・14番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午前11時15分)

議長～臨時会の際の諮問第5号公有水面埋立の進め方についての議案の中に6万坪とあるのを35,500坪に訂正してもらいたいと云う申入れがございますので訂正してよろしいかを1つお諮り致します。訂正することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ありませんので、35、500坪に訂正致します

19番～以上報告書の通りでございますが、その他色々御質問などあると思しますので、それはその都度お答えする事に致します。

5番～1日で委員会は開かれておりますが、その前に最初に案件を付託されました場合に4月開の審査をもつて審査完了になっております。4月開審査をしたが結論出せなかつたいきさつを御説明願います。

19番～前の臨時議会において、臨時的に余ゆうがなくして答申出せないとする理由をもつて本会議に1応返致したの事でございませぬけれども、当時のいきさつは去つた臨時議会において説明した通りでございます。申しますのは本市の土地利用計画はすでに政府の方からその許可申請をされる前から相当年月を経たおきには、それを対する答へも当然ないと、しからばその以前に、免許を得られないうちに、こういうふうな問題を申し立てると、それ以前にどう処理すべきかという点において委員会として、これを検討したのでございませぬ。この諮問の内容からしまして、決して政府からの文書をもつての正式のいわゆる申し入れを拒否して、すなわちこのところから早め結論を出して答申する理由はないと云う理由でございませぬ。

5番～この案件に関する問題が最初に私達が開かされたのは議会の懇談会においてだつたと思つておられます。その場合懇談会の席上で議員個々の意見として申し述べられておりましたが、あの場合と異なるのは、その後造成地において、宜野湾市の意向と相反する様な土地利用をせよといふ意向を、私達から述べたい所はない。そう云つた意味から、宜野湾市の意向と相反する様な土地利用は、都市計画に予定されているという事を用途地域その他計画に準じて政府が決定する必要があると話をしましたが、委員会の結論を見るまで

議長～御異議ありませんので、35.500坪に訂正致します

19番～以上報告書の通りでございますが、その他色々御質問などあると思しますので、それはその都度お答えする事に致します。

5番～1日で委員会は開かれておりますが、その前に最初に案件を付託されました場合に4日間の審査をもつて審査未了になつております。4日間審査をしたが結論出せなかつたいきさつを御説明願います。

19番～前の臨時議会において、臨時的に余裕がなくで答申出来ないと言う理由をもつて本会議に1応返戻致したのでございますけれども、当時のいきさつは去つた臨時議会において説明した通りでございますと、申しますのは本市の埋立計画はすでに政府の方にその許可申請をされてから相当長年間を得ておりますけれども、それに対する答えも全然ないと、しからばその以前に免許を得られない以前において、こういうふうな問題を出したと、それをどう処理すべきかと言う点において委員会として相当検討したのでございます。この諮問の内容からしまして決して政府からの文書を持つての正式のいわゆる申し入れじやないかとそれに対して、すぐここから早めに結論を出して答申する理由はないを言う理由でございました

5番～この案件に関する問題が最初に私達が聞かされたのは議会の懇談会においてだつたと思つております。その場合懇談会の席上で議員個々の意見として申し述べられましたが、あの場合埋立した後の政府の造成地において、直野湾市の意向と相反する様な使用はしてもらいたくない。例へばけい務所みたいな好ましくない施設をもつて来てもらいたくない。そう云つた意味から直野湾市の意向と相反する様な使用はして都市計画に予定されているいわゆる用途地域その他計画に準じて政府が使用するという事を保証を取り付ける必要があると話されましたが、委員会の結論を見るま



79

会の結論を見るまでの過程におきまして政府の意向をたしかめられたかどうか、その点をお伺い致します。

19番～政府としても本市の都市計画にそぐような使用はしないと云うことを申し上げております。

5番～その政府の意向を伝えたのは政府のどの機関でありますか。

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

5番～案件を審査するために政府の関係者から参考意見を聞くために委員会に出席を要求した事がありますか。

19番～それを持つまでに去つた臨時議会以後に政府の大嶺、それから東江、濠湾係長、両氏を招きをして話合をしております。その後建退局長がお歸りになりまして非公式にお話しをしております。

5番～今先の政府の大嶺氏、更に東江氏この2人をお招きして話合いされたと云うんですが、これは委員会の審査の中ですか。

19番～審査の中ではございません。

5番～審査じゃなくて個人として聞かれた訳ですか。

19番～委員会のです。公式の場じゃなくて話し合の場合にないよにお話し合をした訳です。委員会という1つの形式を持つての会合ではございません。

5番～そうするとこれは委員会全員分つておりますか。

19番～分つております。

会の結論を見るまでの過程におきまして政府の意向をたしかめられたかどうか、その点をお伺い致します。

19番～政府としても本市の都市計画にそぐような使用はしないと云うことを申し上げております。

5番～その政府の意向を伝えたのは政府のどの機関でありますか。

議長～暫休憩致します。(午前11時40分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

5番～案件を審査するために政府の関係者から参考意見を聞くために委員会に出席を要求した事がありますか。

19番～それを持つまでに去つた臨時議会以後に政府の大領、それから東江、港湾係長、両氏を招きをして話合をしております。その後健運局長がお帰りになりまして非公式にお話しをしております。

5番～今先の政府の大領氏、更に東江氏この2人をお招きして話合いされたと云うんですが、これは委員会の審査の中ですか。

19番～審査の中ではございません。

5番～審査じゃなくて個人として聞かれた訳ですか。

19番～委員会のです。公式の場じゃなくて話し合の場合にないよにお話し合をした訳です。委員会という1つの形式を持つての会合ではございません。

5番～そうするとこれは委員会全員分つておりますか。

19番～分つております。

5 番～委員会は開かれておるが、委員会をしないで意向を聞かれたと云う訳ですか。

19 番～そういう意味なんです。  
正式の国会をしてのいわゆる参考人とか云う様な意味で  
の話し合ではございません。

5 番～結局委員会が開かれている時にお招きはしたという訳ですか。只休憩中であつた為に記録は出されていない訳ですか。

19 番～そうでございます。

5 番～非公式であろうが直接関係する所の政府の職員をお招きして委員会においては意見を聞かれておる訳でございますが、これはあくまで審査に資する為だと思つておられます。そうであるならば休会であつたから記録はなくても構はない。そう云えばそれまでの話ですが、しかもやはり何れを聞かれて、何れを向うから云われたかは本会議は知りたいためでございます。そこでこちらでも休憩でもよろしいですから、簡単に結構ですから質問に対する向こうの説明とかそういう様な簡単な内容をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午間11時43分)

議長～9番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時10分)

4 番～附帯意見の3番目ではありますが、漁業に従事している人が沢山居るんだと云う事ですが、それについてどの程度まで従事しておられるか、従事者ですか、専業であるのか、或は又副業であるのか、これによつて仕事が出来なくなるんだと懸念される方は何名位か。

19 番～懸念される問題はですか。アサリ業者がおります。それ

5 番～委員会は開かれておるが、委員会をしないで意向を聞かれたと云う訳ですか。

19 番～そういう意味なんです。  
正式の開会をしてのいわゆる参考人とか云う様な意味での話合ではございません。

5 番～結局委員会が開かれている時にお招きはしたという訳ですか。只休憩中であつた為に記録は出されてない訳ですか。

19 番～そうでございます。

5 番～非公式であろうが直接関係する所の政府の取員をお招きして委員会においては意見を聞かれておる訳でございますが、これはあくまで特査に資する為だと思つております。そうであるならば休会であつたから記録になくても良い。そう云えばそれまでの話ですが、しかしやはり何を聞かれて、何を向うから云われたかは本会議は知りたいのでございます。そこでこちらでも休憩でもよろしいですから、簡単に結構ですから質問に対する向こうの説明とかそういった様な簡単な内容をお願い致します。

議長～暫休憩致します。(午前11時43分)

議長～9番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。(午後零時10分)

4 番～附帯意見の3番目であります。漁業に従事している人が沢山居るんだと云う事ですが、それについてどの程度まで従事しておられるか、従事者ですか。専業であるのか。或は又副業であるのか。これによつて仕事が出来なくなるんだと懸念される方は何名位か。

19 番～懸念される問題はですか。アサリ業者がおります。それ

と今度は近海漁業の場合のいわゆる網の既しぼとそう云  
つた様な業者が有るが、その例えをこの漁業の設はて  
ないにしろ然る上或は又お互いのゆを導る漁業の面から云つてそ  
もです当慮に入ればきだといふうに考えておきます。か  
こは考つた問題でそこそ云つた権利の設定がな行か  
らうと云う訳で、今後に充分に配して、施行して  
れが絶らなう意味と数字と数字の誤差がござい  
い当点大體の数字と数字と数字の誤差がござい  
の点大體の数字と数字と数字の誤差がござい  
ては居りませんが。

議長～委員長に対する質疑がない様でありますので以上をもち  
ままして委員会の報告を続けます。本議に対する討論を  
めめます。討論もない様でありますので討論を省略し  
と思ひますが、御異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略して表決に移ります  
日程第3の諮問第5号公有水面の埋立の進め方について  
を表決に附します。委員会案通り可として答申する事  
に異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので委員会案通り可として答申す  
ることと決定致します。

議長～暫休憩致します。(午後零時16分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

議長～本日の全日

と今度は近海漁業の場合のいわゆる網のほしばとそう云つた様な業者がありますので例えそこに漁業権の設定はないにしろ慣例上或は又お互いの道義的な面から云つてもです当然こう云う方々のいわゆる生活の面ですか。そこは考慮に入れるべきだというふうに考えております。そういつた問題でそこにそう云つた権利の設定がないからと云う訳でそう云つた問題も考慮せずに工事を施行された場合に今後大きな問題が起ると、そう云つた問題が起らない様に充分に配慮して工事を施行してもらいたいと云う意味でございます。これはです色々あるんです。当局調べた数字とそこに数字の誤差がございます。その点大体での数字だということとは調べてあります。覚えては居りませんが。

議長～委員長に対する質疑がない様でありますので以上をもちまして委員会の報告を終ります。本案に対する討論を求めます。討論もない様でありますので討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので討論を省略して表決に移ります。日程第3の諮問第5号公有水面の埋立の進め方についてを表決に移ります。委員会案通り可として答申する事に御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので委員会案通り可として答申することに決定致します。

議長～暫休願致します。(午後零時16分)

議長～再開致します。(午後零時18分)

議長～本日の全日

議長～本日の会程は全部終了致しましたのでこれをもちまして本日の会議を閉じる事に致します。尚、閉会より20分ほどを休会と致します。21日の午前10時から会議を開きたいと思っておりますので時間に遅れない様によりしくお願い致します。

議長～\*\*\*散会\*\*\* (午後2時30分)

議長 長～本日の全日程は全部終了致しましたのでこれを持ちまして  
本日の会議を閉じる事に致します。尚明日より20日  
までを休会と致します。21日の午前10時から会議を  
開きたいと思しますので時間に遅れない様によろしくお  
願い致します。

議長 長～\*\*\*散会\*\*\* (午後2時30分)